



平成 25 年 5 月 29 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

新株発行差止等仮処分命令の申立ての却下決定に対する 即時抗告に関するお知らせ

本日、当社は、東京高等裁判所から、昨日の東京地方裁判所による当社株主であるロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）及び東拓観光有限会社（以下「東拓観光社」という）による新株発行差止等仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）の却下決定に対して、ロイヤル観光社及び東拓観光社が即時抗告を行った旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 即時抗告に至った経緯

当社は、平成25年5月14日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、上田和彦氏を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行を実施することを決議しております。これに対して、ロイヤル観光社及び東拓観光社が、当社に対し、平成25年5月17日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行いました。昨日、東京地方裁判所は、本申立てについて、理由がないものとして却下決定を言い渡しました。

しかしながら、本日、ロイヤル観光社及び東拓観光社は、同却下決定に対して、即時抗告を行っております。

2. 即時抗告があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 即時抗告がされた裁判所 | 東京高等裁判所 |
| (2) 即時抗告があった年月日 | 平成25年5月29日 |

3. 即時抗告をした者

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名 称 | ロイヤル観光有限会社 |
| (2) 本店所在地 | 広島県広島市中区広瀬北町3番36号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 瀬川 洋幸 |
| (1) 名 称 | 東拓観光有限会社 |
| (2) 本店所在地 | 広島県広島市中区広瀬北町3番36号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 山田 孝義 |

4. 今後の方針及び見通し

当社は、当社の新株発行が適法かつ適正なものであると確信しており、昨日の東京地方裁判所の決定はそれを認定するものであり、妥当なものであると考えております。

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張し対処してまいります。

以 上